

中央労福協ニュース NEWS LETTER

労働者福祉中央協議会（中央労福協）

発行人 花井 圭子

No. 129

〒101-0052

東京都千代田区神田小川町 3-8 中北ビル 5F

Tel 03-3259-1287 URL <http://www.rofuku.net>

第 6 回幹事会を開催

2017 年度 政策・制度に関する要求と提言を確認

中央労福協は 5 月 10 日、東京の明治大学紫紺館にて第 9 回三役会および第 6 回幹事会を開催し、奨学金制度改善の取り組みや、政策・制度に関する要求と提言などについて確認した。



確認された 2017 年度 政策・制度に関する要求と提言は、これまで 3 回にわたる政策委員会で審議が行われ、8 つの柱立てで構成されている。

1. 持続可能な社会づくりに向けた協同組合の促進・支援の項目では、国連 SDG s（持続可能な開発目標 2030）本文で協同組合が担う役割が明記され、2016 年 11 月にユネスコ無形文化遺産に「協同組合における共通の利益を形にする」という思想と実践」が登録されたことなどを踏まえ、政府の協同組合への支援をより一層強化するよう求める。

2. 大規模災害等の被災者支援と復興・再生および今後の災害対策では、東日本大震災特定被災区域等の医療費窓口負担や介護利用料免除措置の国による財政支援の再開、熊本地震の教訓から、災害復旧だけでなく被災地のくらし全般の復興を視野に入れた支援体制と財源づくりの検討などを求める。

3. 格差・貧困社会の是正、セーフティネットの強化の項目では、給付型奨学金制度が実現したことを踏まえ、第 4 ステージを見据えた内容とした。国民的な運動の成果として、本年 3 月 31 日に改正独立行政法人日本学生支援機構法が可決成立し、わが国で初めてとなる給付型奨学金制度が実現したが、規模、金額はともに不十分であり、課題は山積して

いる。これら残された課題を改善し、さらなる拡充を求めるとともに、新たな所得連動返還型奨学金制度や現行の貸与型奨学金制度についても改善、拡充を求めていく。生活困窮者自立支援制度の充実等～就労支援に向けた体制強化については、任意事業の必須化や施行 3 年後の見直しに向け、制度改定を求める。自死・多重債務対策等の項目については、改正貸金業法の定める総量規制の対象外である銀行カードローンに起因する過剰融資について、多重債務の防止に向け、啓発活動をはじめ、法改正も含めた必要な対応を求める。また、**4. 消費者政策の充実強化、5. 中小企業勤労者の福祉格差の是正**を掲げている。

6. 勤労者の生活設計・保障への支援の項目では、財形貯蓄制度の導入促進と融資制度の利用促進をはかるため、特に導入率の低い中小企業への周知・普及に向けた取り組みの強化や、非課税財形の年齢要件の撤廃などを求める。また、共済制度の税制等の改善の項目では、各種税制の改善に加え、協同組合税制の堅持や、生協法など法制度面の改善を行うことを求める。また、**7. 安心・信頼できる社会保障の構築、8. くらしの安全・安心の確保**を、それぞれ掲げている。

本幹事会では 2017 年度生活底上げ・福祉強化キャンペーンの取り組みの骨格について協議、確認された。今年度の中央労福協の重点課題を基本とした全国共通のテーマを軸に、各地域でそれぞれの独自課題を折り込みながら展開する。共通テーマは、「奨学

金制度の改善に向けた第 4 ステージへの対応」「生活・就労支援の強化と各種支援制度の拡充に向けた対応」「労働者自主福祉事業の利用促進と共助拡大の取り組み」の 3 点で、取り組み時期は 10 月から 11 月にかけての 2 ヶ月間をコア期間として設定する。

ブロック事務局長会議・拡大政策委員会を開催

4 月 5 日、全国 5 ブロックの事務局長の参加により、第 4 回ブロック事務局長会議を開催した。活動計画の具体化として、この間の奨学金問題の取り組み、本年秋の 2017 生活底上げ・福祉強化キャンペーン、およびライフサポートセンターの活動などについて意見交換を行った。また、国際労働財団・海外招へいチームの地方労協訪問日程と全労済協会の団体火災共済保険（動産保障）の普及促進について確認した。引き続き、第 4 回政策委員会を上記ブロック事務局長も加わる拡大形式で開催し、参加委員相互の熱心な意見交換により、成案化へ向けた討議が進められた。

司法修習生への給付金の実現！～改正裁判所法が成立

司法修習生に対して修習期間中の給付金を支給する改正裁判所法が 4 月 19 日、参院本会議において全会一致で可決・成立した。中央労福協や日弁連、若手法曹、市民運動などによる 7 年越しの粘り強い運動の成果である。

司法修習生には 1 年間の修習期間中、修習専念義務が課されアルバイトも禁止されていることから生活費が給付されていたが、2004 年の法改正で給付を廃止し貸与制に移行することとなり、2011 年 11 月に実施された。これにより、法曹になるための経済的な負担が増大し、法曹志願者の激減（2003 年の 5 万人超から 2017 年は 6,716 人）の大きな要因となっていた。

中央労福協は、経済的事情により法曹を断念することがないように、2010 年 5 月より給費制の存続・復活を求めて、日弁連や「司法修習生に対する給与の支給継続を求める市民連絡会」、ビギナーズ・ネット（若手法曹や法科大学院生のネットワーク）と連携し、集会、街宣行動、賛同募集、請願署名など様々な取り組みを展開してきた。

今回の法改正は、こうした 7 年越しの運動が実ったものである。

制度改正により、本年 11 月 1 日以降に採用される司法修習生に対しては月額 135,000 円の基本給付金が支給されるほか、住居費を補助する住居給付金（月額 3.5 万円）や転居費を補助する移転給付金も支給される。大きな前進ではあるが、今後とも経済的な環境に左右されずに法曹を選択でき、安心して修習に専念できる環境整備をさらに進めていくことが必要だ。また、貸与制時代（2011 年～2016 年）に無給・貸与で修習生をしていた約 11,000 人にのぼる「谷間世代」（全弁護士数の約 1/4）に対する救済策や経済的支援については課題として残されている。

第 88 回メーデー中央大会が開催

4 月 29 日、第 88 回メーデー中央大会が代々木公園にて開催された。当日は、連合の組合員をはじめ、中央労福協、労金協会、全労済、日本生協連などの関係団体、NPO、NGO などの諸団体から、4 万人が参加した。

式典では、神津里季生実行委員長（連合会長）が主催者を代表し、「誰もが希望を持って働き、女性も男性も仕事と生活を両立できるように労働時間を最適化しなくてはならない。時間外労働の上限規制はその時間まで働かせていいというものではない。今まさに労働時間にかかわる新たな常識を作るチャンス。あらゆる場面で、組織内外へアピールしなければならない」と集まった参加者に強く呼びかけた。また、来賓あいさつでは、政府を代表して塩崎恭久厚生労働大臣、東京都からは小池百合子都知事、政党からは、民進党の蓮舫代表からそれぞれあいさつがあった。

中央労福協は、昨年に続き「働くこととくらし」エリアにテントを出展した。テントでは、『アンケートから見えてきた奨学金問題』や『労働者福祉運動の「これまで」と「これから」』のパネル展示を行った。また、花・野菜の種をはじめ、利用促進チラシや奨学金問題を啓発するティッシュ等 5,000 個を参加者に手渡した。また、IYC 記念協会は協同組合パネル展示とアンケートを行った。



神津里季生・連合会長



花井圭子・中央労福協事務局長

国際労働財団（JILAF）が新潟県労福協を視察訪問！

4月7日、国際労働財団（JILAF）が新潟県労福協を視察訪問した。今年度より途上国の招へい事業として、各地域での労福協の取り組みをプログラムに組み入れることになった。今年度訪問先として、北海道・長野県・福井県・徳島県の4カ所が予定されている。

JILAF 事務局では、招へい前に各地域で直面している様々な課題を肌で感じることを目的に、新潟県労福協を訪問し、ライフサポート事業をはじめ、パーソナル・サポート事業やフードバンク事業の現場を視察し、各担当者と意見交換を行った。

冒頭、新潟県労福協の齋藤理事長から歓迎の挨拶、山田専務理事から新潟県労福協の各事業概要について説明があった後、各事業所を視察・訪問した。「にいがたライフサポートセンター」では、直近の相談事例の傾向など、「パーソナル・サポートセンター」では、生活困窮者自立支援

事業の受託状況や各地域の現状など、「フードバンクにいがた」では、お米1合運動から始まったいきさつや直近の提供状況について報告を受け、それぞれ意見交換を行った。

今視察には、JILAF から、塩田事務長・浅子職員・桑名職員、中央労福協から、花井事務局長・栗岡事務局次長の計5名で訪問した。



生活・就労支援連絡会議を開催 生活困窮者自立支援事業について情報交換

中央労福協は4月17日、生活・就労支援連絡会議を連合会館で開催し、労福協関係の生活困窮者自立支援事業の取り組みについて情報・意見交換を行った。

2015年4月に全国の自治体でスタートした生活困窮者自立支援事業は、労福協においても現在7つの地方労福協（山形、千葉、新潟、山口、徳島、愛媛、沖縄）が16自治体（5県、11市）より事業を受託して実施している。本会議では、同事業を実施している地方労福協やワーカーズコープ（労協連）をはじめ、関連するフードバンク（静岡）や生活就労支援（宮崎）、生協の生活相談・貸付事業（日本生協連）などについて、各団体より成果や課題等を報告し、交流を深めた。

後半は、厚生労働省生活困窮者自立支援室長の本後健氏を招き、「生活困窮者自立支援法の現状と課題」について勉強会を行った。本後室長からは、「地域共生社会」の実現を基本コンセプトとして今後、様々な改革を進めていくという全体像や行程表、同制度の施行状況や効果、今後の課題などについて報告をいただき、意見交換を行った。

厚生労働省は5月11日、社会保障審議会のもとに「生活困窮者自立支援及び生活保護部会」を立ち上げ、来年の通常国会で

の法改正を視野にいて、施行後3年の見直し作業を本格化させた。

中央労福協は、支援現場の声を制度改善につなげていけるよう、今後とも生活・就労支援会議などでの情報・意見交換を進めていく。



第2回労働者自主福祉講座～“これまで”と“これから”、歴史を振り返る～

大阪労福協が第2回労働者自主福祉講座を開催

大阪労福協は4月22日、第2回労働者自主福祉講座を開催した。今回の講座は、①労働者自主福祉運動の振り返り、②子どもの貧困問題、③奨学金問題の取り組み、の3つに焦点をあて、カリキュラムを組んでいる。冒頭、山崎会長の挨拶の後、講義Ⅰとして「労働者自主福祉運動の“これまで”と“これから”」と題し、中央労福協アドバイザーである山本幸司氏より講義を頂いた。山本アドバイザーは、直視すべき現代の日本社会の問題として、①雇用・就労形態の変化と劣化、②持続可能性を脅かす人口動態、③家族類型の変化による家族機能の変化と低下、④長寿社会の到来、⑤グローバリズムの進行と政府のガバナンスの低下、の5点を挙げ、あらゆる既存のシステムが時代の要請に応えられず機能不全に陥っており、そのことが圧倒的多数を占めている日本の中間層に大きな影響を与えているとし、ディーセント（適正）な雇用が保障され、人生のあらゆるリスクに対応できる制度が確立されて、働くことを軸とする安心社会の創造には幅広い世論形成が不可欠だと述べた。そのためには、福祉事業団体（ろうきん・労済）、労組、NPO等が連携を取り、労働者自主福祉事業を幅広く展開し、労働者福祉のウイングの拡大をめざすことが重要だと訴えた。

続いて講義Ⅱでは「子どもの貧困の現状と私たちにできること」と題し、一人親家庭支援NPOあつとすくーの渡理事長から講義を頂いた。渡理事長は自身も一人親家庭に育ち、中学校時代は経済的・精神的にも苦労した経験を披歴し、「家庭環境で将来を左右される

ことがないように」との思いから、あつとすくーを設立された。子どもの貧困とは「貧乏＋孤立」、言い換えれば「お金がない＋頼れる先がない」ことであり、特に「頼れる先がない」ことが事件や悲しい結末を生むこと、相対的貧困が非常に見づらいことなど、自らの体験や、取り組みの実践を踏まえ、わかりやすく説明頂いた。

最後に奨学金問題の取り組み状況を、中央労福協の栗岡事務局次長から報告した。日本学生支援機構法改正法（案）が今年3月、衆・参両院の本会議で可決・成立し、給付型奨学金制度が実現したが、これまでの取り組み過程や成果について、詳しく説明がされた。

今回の講座には129名もの参加があった。アンケートからも非常に好意的に捉えられており、今後引き続きテーマを考えながら、自主福祉運動を拡げていく取り組みを進めていく。



職員情報

佐野 敬太郎さん

＜研修＞

期間：2017年4月～2018年3月

配属：連合総合労働局 労働条件・中小労働対策局

第10回 連合・ILEC

幸せさがし文化展

どなたでも応募できます！

作品募集

募集期間 2017年2月1日～5月31日

募集対象 俳句・川柳

募集内容 絵画・写真・書道

募集場所 連合大阪・ILEC大賞 各5万円ほか

主催 連合・（公社）教育文化協会

お問い合わせ 連合・（公社）教育文化協会（TEL：03-5295-5421）

賞 品

賞状・川柳 連合大阪・ILEC大賞 各5万円ほか

絵画・写真・書道 連合大阪・ILEC大賞 各10万円ほか

共謀罪のルーツを辿る

連載②③ 二〇一七年四月

一九〇〇（明治33）年、わが国最初の協同組合法である「産業組合法」が誕生したが、同時に労働運動や小作争議を取り締まる「治安警察法」も制定された。「飢とムチ」の使い分けだ。明治憲法でも結社の自由は認められていたにもかかわらず、治安警察法は、日清戦争後の疲弊した農村の小作人や労働者の結社を事実上禁止する法律であった。「他人に対して暴行・脅迫・誘惑・煽動することを得ず（第17条）」、「労働組合を結成して使用者と交渉すること、小作人たちが地主と交渉することは暴行・脅迫にあたり、ストライキを指導すれば誘惑・煽動したと解されたのであった。

労働組合の強い反対で一九二六（大正15）年にその条文は削除されたが、同時に争議行為を封じ込める目的で「暴力行為等処罰に関する法律」が制定され、「団体若しくは衆の威力を示し、面会を強請・強談・威迫の行為」は相変わらず禁止されたままで、警察が違反だと見做すと懲役刑が待っていたのである。この法律は現在も有効で、暴力団の強要・脅迫の取り締まりに重点が置かれているが、学生運動にも適用された事例がある。

いっぽう、大正デモクラシーで労働運動や社会運動が昂揚し、ロシア革命の影響で共産主義の普及を恐れた政府は、関東大震災に乗じて勅令四〇三号を発し「治安維持法」を素乱する」と判断すれば、あらゆる団体や個人を摘発できるようにした。その集大成が大正14年の「治安維持法」だった。「国体を変革、私有財産を否認する結社」は、結社しただけでなく協議に加わったことも罪に問われることになった。一九二八（昭和3）年には最高刑が死刑となり、昭和16年には、「結社の組織を準備した者」、「つまり心の中で思っただけでも死刑の対象に広げられたのである。治安維持法の解釈は警察の恣意的な判断で拡大され、マスコミ・文化人、宗教家まで次々に検挙されたのであった。創価学会の創立者牧口常三郎は、そのために獄死している。

このように、「共謀罪」のルーツは、労働運動や社会運動を抑圧した治安警察法や治安維持法にある。いったん成立すると、無限定に広がる危険性は、戦前の歴史が物語っている。あやまちを繰り返してはならない。（高橋均）